令和８年度第２回　上富田町職員採用試験案内

【一般行政職（事務）・一般行政職（情報処理）・土木技術職・保育士】

上富田町総務課

1．試験区分、採用予定人員、主な職務内容

(1)試 験 区 分：一般行政職(事務)

採用予定人員：１人程度

主な職務内容：町長部局等において、一般行政事務等に従事します。

（２)試 験 区 分：一般行政職(情報処理)

採用予定人員：１人程度

主な職務内容：町長部局において、一般行政事務の他、主として情報処理業務等に従事します。

（３)試 験 区 分：土木技術職

採用予定人員：１人程度

主な職務内容：町長部局等において、一般行政事務の他、主として道路、河川、上下水道、農業土木等の事業計画、調査、設計、施工管理等の業務に従事します。

（４)試 験 区 分：保育士

採用予定人員：１人程度

主な職務内容：町営保育所等において、主に保育士の業務に従事します。

2．採用時期

原則として令和９年４月１日に採用します。

既卒者等で、早期勤務が可能な方については、相談の上で４月１日より前に採用する場合もあります。その場合、採用時期については、採用内定者と相談の上、決定します。

3．受験資格

(1)一般行政職（事務）

平成９年４月２日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく高等学校を卒業した人（令和９年３月31日までに卒業見込みの者を含む)、またはこれと同等以上の学力を有すると認められる人

(2)一般行政職（情報処理）

平成4年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれにも該当する人

１．学校教育法に基づく高等学校を卒業した人（令和9年3月31日までに卒業見込みの者を含む)、またはこれと同等以上の学力を有すると認められる人

２．独立行政法人情報処理推進機構が実施する試験のうち、以下の（ア）から（サ）のいずれかに合格した人、または令和9年3月31日までに合格見込みの人

（ア）基本情報技術者試験
（イ）応用情報技術者試験
（ウ）ＩＴストラテジスト試験
（エ）システムアーキテクト試験
（オ）プロジェクトマネージャ試験
（カ）ネットワークスペシャリスト試験
（キ）データベーススペシャリスト試験
（ク）エンベデッドシステムスペシャリスト試験
（ケ）ＩＴサービスマネージャ試験
（コ）システム監査技術者試験
（サ）情報処理安全確保支援士試験

(3)土木技術職

平成4年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく高等学校を卒業した人（令和9年3月31日までに卒業見込みの者を含む)、またはこれと同等以上の学力を有すると認められる人

(4)保育士

平成9年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人（令和9年3月31日までに資格取得見込みの者を含む）

・保育士として業務に従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当町の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

【注意事項】

（ア）資格取得見込み者が令和９年３月３１日までに資格を取得できなかった場合は、この試験に合格しても採用資格を失います。

（イ）最終合格者には、最終学歴の卒業証明書(原本)を提出していただきます。この証明を提出できなかった方は、試験に合格しても採用資格を失います。

（ウ）受験資格要件を満たす人であっても、次のいずれかに該当する人は受験できません。

（ｉ）日本国籍を有しない人

（ii）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

（iii）上富田町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

（Ⅳ）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4. 試験の実施日時、場所、試験種目等

【第 1 次試験】　※テストセンター方式(全国に設置されたテストセンターで受験が可能)

日　　時：令和８年 11 月 15 日(日)～令和８年 11 月 29 日(日)

場　　所：受験者が選択するテストセンター

試験種目等：(1)職務能力試験 < BEST-A > 60 題・60 分

論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題

※基礎的な内容が出題されますので、特別な対策を前提とした試験ではありません。

※「国内外の社会情勢への理解」の問題では、公的部門の職員として必要な基礎知識(社会常識や義務教育の中で学んだことなど)や、ニュース等で報道された内容が出題されます。

(2)職務適応性検査 < BEST-P > 150 題・20 分

公的部門の職員として必要な性格面の特徴を把握できる性格検査

※検査結果は第 2 次試験の参考資料とします。

【第 2 次試験】(第 1 次試験合格者のみ)

日　　時：令和８年 12 月 20 日(日)に実施予定

場　　所：上富田町役場 庁舎(和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 763 番地)

試験種目等：人物、性格、対人能力、事務能力、専門能力等についての面接試験

※面接の方法(個人面接、集団面接等)及び回数は、第 1 次試験合格者数等を勘案して決定し、第 1 次試験合格者に通知します。

（重要）第1次試験は、第2次試験受験者を決定するための試験です。最終合格者は、第2次試験の成績により決定します。

5. 受付期間、申込方法、受験に関する注意事項

受付期間：令和８年10月14日(水)8:30から令和８年11月10日(火)17:15まで

申込方法：上富田町ホームページ(https://www.town.kamitonda.lg.jp)の「職員採用試験」のページにある「採用試験申込フォーム」から、画面上の指示に従って申込手続きを行ってください。

メールの受信制限をしている場合は、ドメイン名「@logoform.jp」からのメールを受信できるようにしておいてください。

【申込フォームの推奨環境】

推奨OS／推奨ブラウザ（いずれも最新版）

Windows 11以降／Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefox

MacOS 13以降／Safari、Google Chrome、Mozilla Firefox

Android 14以降／Google Chrome

iOS 16以降／Safari、Google Chrome

【申込に関する注意事項】

・通信障害等のトラブルについては、一切の責任を負いませんので、ご注意ください。

・システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申込みの遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。

・申込締切直前は、サーバーが込み合うことなどにより申込手続きに時間がかかるおそれがありますので、余裕をもって早めにお申込みください。

・添付する写真は、申込み前6か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向きで本人と確認できるもの)に限ります。

・必要事項の入力漏れや必要書類の添付漏れ等の不備があった場合は、入力いただいた連絡先に連絡させていただきます。連絡が取れない場合や不備があった場合は、受付を無効とさせていただく場合がありますので、ご了承ください。また、受付期間終了後の受付はできませんのでご注意ください。（再申込み含む。）

・上記の申込み内容の確認のほか、役場から必要に応じて連絡をする場合がありますので、ご了承ください。

・やむを得ない理由で電子申請により申し込むことができない場合は、令和８年11月６日(金)17:00までに【9.採用試験に関する問合せ先】へご連絡ください。

6.受験に関する注意事項

受験者の皆様へ

1 試験会場予約用メール「受験用 ID 発行のお知らせ」について

下記メールアドレスより令和８年 11 月 13 日(金)までに、試験会場予約用メール「受験用 ID 発行のお知らせ」により、会場予約に必要なマイページ URL とログイン ID・パスワードを各受験者様宛にご連絡いたします。

メール発信元: no-reply@cbt.j2-cloud.jp

(1) 上記期日までにメールが届かない場合

上富田町役場 総務課 総務班(電話:0739-47-0550)までお問い合わせください。なお、メールが受信できずお問い合わせいただけなかった場合、当方から ID・パスワードの再通知は致しかねます。その場合、受験ができなくなる場合がございますのでご注意ください。

(2) 受信設定ご確認のお願い

あらかじめ上記メールアドレスからのメールが受け取れる設定(cbt.j2-cloud.jp のドメインを許可)にしておいてください。

Gmail や Yahoo!メールなどのフリーメールアドレス、iCloud をご利用の場合、迷惑メールフォルダへ自動で振り分けされてしまう場合がございますのでご注意ください。また、法人用のメールアドレスや携帯電話のメールアドレスをご利用の場合、セキュリティ設定や迷惑メールフィルタ機能により自動的に受信拒否となってしまう可能性がございますので、必ず事前に受信設定をご確認ください。

※本試験では、申込用システム（@logoform.jp）と受験予約用システム（cbt.j2-cloud.jp）からメールが届きます。双方のドメインからメール受信できるよう設定をお願いします。

2 受験キャンセルに関する注意事項

会場予約後に受験をキャンセルされる場合には、受験日の１営業日前(土日祝日を除く１日前)の 17:00 までに、必ずマイページ上から予約キャンセル手続きを行ってください。なお、キャンセル期限の２日前には上記アドレスより受験予約のリマインドメールを送信いたしますので、あわせてご参照ください。

キャンセル期限について

例 1: 水曜日が受験日の場合 → 火曜日の 17:00 がキャンセル期限となります。

例 2: 土曜日、日曜日又は月曜日が受験日の場合 → 金曜日の 17:00 がキャンセル期限となります。

3 会場予約に関する注意事項

ログイン ID、パスワード及びマイページ URL を受領されたら、お早めに会場予約を行ってください。

なお、会場の空き状況に応じて受験会場・受験日時のご希望に応えられない場合がございます。

7. 合否通知

【第 1 次試験結果】上富田町ホームページに掲載するとともに、合格者には郵送で通知します。

【第 2 次試験結果】郵送で通知します。

8. 試験結果の提供

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 69 条第 2 項第 1 号の規定により、情報提供を受けることができます。希望する場合は、受験者本人が、受験票を持参の上、直接お越しください。なお、電話、郵便等による請求はできません。

【第 1 次試験】

請求できる方　第 1 次試験の不合格者(本人に限る。)

提供場所　　上富田町役場 総務課 総務班

提供内容　　順位及び総合得点

提供期間　　合格発表の日から 1 か月(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の 8:30 から 17:15 まで

【第 2 次試験】

請求できる方　第 2 次試験の受験者(本人に限る。)

提供場所　　上富田町役場 総務課 総務班

提供内容　　順位及び総合得点

提供期間　　合格発表の日から 1 か月(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の 8:30 から 17:15 まで

9. 採用後の条件

採用時の給料月額はおおむね次のとおりとなりますが、学歴や仕事の経歴に応じて一定の額が加算されます。(記載の給与額は令和８年４月１日現在の額であり、令和９年４月採用時の給与とは異なる場合があります。)

学　歴	給料月額
高校卒	200,300 円

短大卒　　216,500 円
大学卒　　232,000 円
※このほか、勤務条件及び手当等は、上富田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の給与等に関する条例等の規定によります。

10. 採用試験に関するお問合せ先
〒649-2192　　和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 763 番地
上富田町役場 総務課 総務班
電話番号: 0739-47-0550
メール: soumu@town.kamitonda.lg.jp

11.試験会場
【第 1 次試験会場】
全国の試験会場でコンピュータを使用し、受験者が希望する会場・日時(指定された期間内)で受験できるテストセンター方式で実施します。

【第 2 次試験会場】
上富田町役場 庁舎(和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 763 番地)
JR 朝来駅から徒歩 20 分程度。
自動車で来られる方は、役場南側駐車場をご利用ください。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」と

いう。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。